社会福祉法人白陽会　大田区地域包括支援センター蒲田東
指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業　運営規程

（事業の目的）
第１条　大田区が設置し、社会福祉法人白陽会が受託運営する大田区地域包括支援センター蒲田東（以下、「センター」という。）が行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業（以下、「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの専門職が適切な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

（運営の方針）
第２条　センターの専門職は、要支援者が介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等をすることができるよう、当該居宅要支援者の依頼を受けて、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
２　事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るとともに、公正中立に行う。また、できる限り要介護にならないよう「介護予防サービス」を適切に確保できるようその調整に努める。
３　事業の実施にあたっては、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立するよう努める。

（センターの名称等）
第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
名称　　大田区地域包括支援センター蒲田東
所在地　　東京都大田区蒲田五丁目３７番１号ニッセイアロマスクエア１階

（職員の職種、員数及び職務内容）
第４条　センターに勤務する専門職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
（１）保健師または経験のある看護師　　１名（常勤）
（２）社会福祉士または経験のある社会福祉主事　　１名（常勤）
（３）主任介護支援専門員　　１名（常勤）
（４）その他常勤職員または非常勤職員を若干名置くことができる

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）月曜日から金曜日　　午前９時から午後７時まで

土曜日　　　　　　　　午前９時から午後５時まで

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12 月 29 日から翌年の１月３日まで）を除く。

（２）電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（地域包括支援センター運営協議会との協議）

第６条　下記事項について、地域包括支援センター運営協議会との協議を行うものとする。

（１）センターの公正、中立性の確保に関すること

（２）センターの職員の確保に関すること

（センターの基本機能）

第７条　センターは、以下の基本機能を担うものとする。

（１）地域に総合的、重層的な「地域包括支援ネットワーク」を構築し、地域ケアシステムの発展に努める。

（２）高齢者の相談を総合的に受け止め、訪問により実態把握のうえ必要なサービスにつなげる。また、虐待の防止等高齢者の権利擁護に努める。（総合相談支援・権利擁護）

（３）高齢者に対し、包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。（包括的・継続的ケアマネジメント支援）

（４）介護予防事業、新たな予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう適切なマネジメントを行う。

（事業の委託）

第８条　第７条第４号の介護予防支援を行うにあたって介護予防サービス計画書の作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成・保管等の業務を居宅介護支援事業所に委託する際は、当該居宅介護支援事業所との間で介護予防ケアプラン作成委託契約書を締結しなければならない。

（指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容）

第９条　指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容は、次のとおりとする。

一　利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において

行うものとする。

二　利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。

三　サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成する。

四　指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画変更等を行う。

五　計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。

六　その他具体的には「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（厚生労働省令第 37 号第 29 条から第 31 条）に従って実施する。

（指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用料その他の費用の額）

第１０条　指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントが法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

（利用契約）

第１１条　センターが介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを行うにあたっては、利用者との間で介護予防支援・第 1 号介護予防支援事業契約書を締結しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第１２条　通常の事業の実施地域は、大田区蒲田東特別出張所管内（南蒲田１・3 丁目、南蒲田２丁目 1～22、24～27、蒲田本町１～2 丁目、蒲田東特別出張所内の西糀谷１丁目）とする。

（秘密の保持）

第１３条　センターは、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は第三者に対して秘匿する。

２　職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

（苦情対応）

第１４条　提供した介護予防支援サービス及び介護予防ケアマネジメントに関する利用者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調整の実施、改善措置、利用者またはその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時の対応）

第１５条　当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに区、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

２　当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

３　当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

（その他運営についての留意事項）

第１６条　センターは、主任介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（１）採用時研修　採用後１か月以内

（２）継続研修　　年２回以上

（人権の擁護及び虐待の防止のための措置）

第１７条　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

（１）　人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

（２）　虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること

（３）　虐待防止のための指針の整備

（４）　成年後見制度の利用支援

（５）　虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の定期的な実施

附　則

１　この規程は令和５年４月１日から施行する。

２　この規程を令和５年７月１日改定する。